

○管理者が保有する個人情報に関する

神奈川県川崎競馬組合個人情報保護条例施行規則

(平成15年 5月15日規則第4号)

改正(平成28年 8月17日規則第5号)

(趣旨)

第1条 この規則は、神奈川県川崎競馬組合個人情報保護条例(平成15年神奈川県川崎競馬組合条例第2号)の施行に関し、管理者が保有する個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

(文書等から除く電磁的記録)

第2条 神奈川県川崎競馬組合個人情報保護条例(以下「条例」という。)第2条第4号ウに規定する実施機関が定める電磁的記録は、次に掲げる電磁的記録とする。

- (1) 会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録
- (2) 書式情報(文書の体裁に関する情報をいう。)を含めて磁気ディスク等に記録されている電磁的記録

(個人情報記録から除かれる文書等)

第3条 条例第6条第1項に規定する文書等で実施機関が定めるものは、別表に掲げる文書等とする。

(個人情報事務登録簿)

第4条 条例第6条第1項に規定する個人情報事務登録簿は、第1号様式とする。

(開示の請求書の記載事項等)

第5条 条例第17条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)が開示の請求をしようとする場合における代理人の別(法定代理人にあつては、代理人の別及び本人の未成年者又は成年被後見人の別)並びに代理人の氏名及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに未成年者の生年月日(未成年者の法定代理人に限る。)
- (2) 条例第22条第2項に規定する開示の方法のうち、開示の請求をしようとする

る者が求める開示の方法

2 条例第17条第1項の規定による請求書の提出は、自己情報の開示請求書（第2号様式）により行わなければならない。

（本人確認に必要な書類等）

第6条 条例第17条第2項（第26条第3項及び第33条第2項において準用する場合を含む。）及び第22条第4項に規定する個人情報の本人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものは、自動車又は原動機付自転車の運転免許証、旅券その他これらに類するものとして管理者が認める書類とする。

2 代理人が本人に代わって保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求をするときは、代理人本人であることを確認するために必要な書類として管理者が認めるもの及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出し、又は提示しなければならない。保有個人情報の開示を受けるときは、代理人本人であることを確認するために必要な書類として管理者が認めるものを提示しなければならない

(1) 法定代理人が請求する場合 戸籍謄本その他の本人との関係を確認するために必要な書類として管理者が認めるもの

(2) 本人の委任による代理人が請求する場合 本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

3 前項の場合において、代理人が法人であるときは、同項に規定する書類のほか、自己情報の開示請求書、自己情報の訂正請求書又は自己情報の利用停止請求書を提出しようとする者が当該法人の役員若しくは職員又は代理人本人であることを確認するために必要な書類として管理者が認めるものを提出し、又は提示（保有個人情報の開示を受けるときにあっては、提示）しなければならない。

（開示の請求に対する決定の通知）

第7条 条例第20条第2項の規定による通知は、保有個人情報の全部の開示をする旨の決定をしたときは自己情報の開示決定通知書（第3号様式）により、保有個人情報の一部の開示をする旨の決定をしたときは自己情報の一部開示決定通知書（第4号様式）により、保有個人情報の全部の開示を拒む旨の決定をしたときは自己情報の不開示決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

（開示の請求に対する決定期間の延長等の通知）

第8条 条例第20条第4項の規定による通知は、自己情報開示請求に対する決定期間延長通知書（第6号様式）により行うものとする。

2 条例第20条第5項の規定による通知は、自己情報開示請求に対する決定期間特例延長通知書（第7号様式）により行うものとする。

（開示の請求に係る事案の移送の通知）

第9条 条例第21条第1項の規定による通知は、自己情報開示請求に係る事案移送通知書（第8号様式）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知）

第9条の2 条例第21条の2第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項（第2号に掲げる事項にあつては、同条第2項に該当する場合に限る。）とする。

(1) 開示の請求の年月日

(2) 条例第21条の2第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第21条の2第1項及び第2項の規定による通知は、意見書提出機会付与通知書（第8号様式の2）により行うものとする。

3 条例第21条の2第3項（条例第39条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、開示決定に係る通知書（第8号様式の3）により行うものとする。

（電磁的記録の開示の方法）

第10条 条例第22条第2項第2号に規定する実施機関の定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、管理者が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写した物の交付

(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を管理者が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）を使用して用紙に出力した物の閲覧若しくは写しの交付、専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写した物の交付

(閲覧又は視聴による開示の実施)

第11条 条例第20条第1項の規定により開示の決定を受けた者又は条例第23条第2項の規定により開示を受ける者が、文書等（文書等を複写したもの並びに前条第2号に規定する用紙に出力した物及びこれを複写した物並びに専用機器により再生したものを含む。）及び保有個人情報記録されているその他の物（これを複写したものを含む。）（以下「組合文書等」という。）の閲覧又は視聴をしようとするときは、管理者が指定する期日及び場所において行わなければならない。

2 前項の場合において、組合文書等の閲覧又は視聴をする者は、当該組合文書等を丁寧に取り扱いなければならない、汚損し、又は破損してはならない。

3 前2項の規定に違反する者に対しては、管理者は、組合文書等の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(郵送等による請求の申出)

第12条 保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求をしようとする者は、病気、身体障害その他やむを得ない理由があるときは、別に定めるところにより、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便によりその請求をし、又は保有個人情報の開示を受けることを申し出ることができる。

(開示の請求の特例)

第13条 条例第23条第1項の規定により口頭により開示の請求ができる保有個人情報を定めたときは、定めた内容を告示するものとする。

(組合文書等の写し等の作成等)

第14条 組合文書等（専用機器により再生したものを除く。次項において同じ。）の写し等の作成は、管理者が別に定める方法により行うものとする。

2 組合文書等の写し等の交付の部数は、一の請求につき1部とする。

3 条例第24条に規定する写し等の交付に要する費用は、前納とする。

(訂正の請求書の記載事項等)

第15条 条例第26条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、代理人が訂正の請求をしようとする場合における代理人の別（法定代理人にあっては、代理人の別及び本人の未成年者又は成年被後見人の別）並びに代理人の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに未成年

者の生年月日（未成年者の法定代理人に限る。）とする。

2 条例第26条第1項の規定による請求書の提出は、自己情報の訂正請求書（第9号様式）により行わなければならない。

（訂正の請求に対する決定の通知）

第16条 条例第29条第2項の規定による通知は自己情報の訂正決定通知書（第10号様式）により行い、同条第3項の規定による通知は自己情報の不訂正決定通知書（第11号様式）により行うものとする。

（訂正の請求に対する決定期間の延長等の通知）

第17条 条例第29条第4項の規定による通知は、自己情報訂正請求に対する決定期間延長通知書（第12号様式）により行うものとする。

2 条例第29条第5項の規定による通知は、自己情報訂正請求に対する決定期間特例延長通知書（第13号様式）により行うものとする。

（訂正の請求に係る事案の移送の通知）

第18条 条例第30条において準用する条例第21条第1項の規定による通知は、自己情報訂正請求に係る事案移送通知書（第14号様式）により行うものとする。

（利用停止の請求書の記載事項等）

第19条 条例第33条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、代理人が利用停止の請求をしようとする場合における代理人の別（法定代理人にあっては、代理人の別及び本人の未成年者又は成年被後見人の別）並びに代理人の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに未成年者の生年月日（未成年者の法定代理人に限る。）とする。

2 条例第33条第1項の規定による請求書の提出は、自己情報の利用停止請求書（第15号様式）により行わなければならない。

（利用停止の請求に対する決定の通知）

第20条 条例第36条第2項の規定による通知は自己情報の利用停止決定通知書（第16号様式）により行い、同条第3項の規定による通知は自己情報の利用不停止決定通知書（第18号様式）により行うものとする。

（利用停止の請求に対する決定期間の延長等の通知）

第21条 条例第36条第4項の規定による通知は、自己情報利用停止請求に対する決定期間延長通知書（第18号様式）により行うものとする。

2 条例第36条第5項の規定による通知は、自己情報利用停止請求に対する決定期間特例延長通知書（第19号様式）により行うものとする。

（諮問をした旨の通知）

第22条 条例第39条の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書（第20号様式）により行うものとする。

（神奈川県川崎競馬組合個人情報保護審査会への通知）

第23条 知事は、条例第37条の2に規定する不開示等の決定又は不作為に係る審査請求につき行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条から第36条までに規定する手続が行われたときは、遅滞なく、その旨を神奈川県川崎競馬組合個人情報保護審査会に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別 表（第3条関係）

- 1 競馬組合又は国若しくは他の地方公共団体（以下「競馬組合等」という。）の職員
の職務の遂行に関して設置され、競馬組合等の職員で構成される会議の構成員の
名簿
- 2 競馬組合等の職員の職務に係る研修に関して作成された名簿
- 3 競馬組合の職員の身分証明書、開催執務員証等特定の職務に従事する職員である
ことを証する書類の交付台帳
- 4 競馬組合内の会議室の利用申込書等競馬組合の組織内部又は競馬組合等の機関
相互の申込手続等に使用される書類
- 5 時間外勤務命令簿、旅行命令簿等定められた様式により作成され専ら競馬組合の
職員の職務の遂行に関する個人情報が記録された書類
- 6 その他上記に類する文書等

第1号様式 (第4条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)
(管理者)

個人情報事務登録簿

所属名	神奈川県川崎競馬組合			登録番号		
登録年月日	年 月 日	開始年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日	
所管課						
個人情報取扱事務	名 称					
	概要	目 的				
		根拠法令等				
個人情報記録から検索し得る個人の類型			の個人情報			
個人情報を取り扱う目的						
個人 情報 幸長 の 項 目 名	基本的項目	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目
	<input type="checkbox"/> 整理番号	<input type="checkbox"/> 健康・病歴	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> 学業・学歴	<input type="checkbox"/> 資産状況	<input type="checkbox"/> 意見・要望
	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 障害	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 収入状況	<input type="checkbox"/> 相談内容
	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> 家族状況	<input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 納税状況	<input type="checkbox"/> 顔写真
	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 精神状況	<input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 住所・電話番号	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> その他	[]
	<input type="checkbox"/> 本籍・本籍地	[]	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 賞罰	[]	[]
<input type="checkbox"/> 国籍	[]	[]	<input type="checkbox"/> その他	[]	[]	
<input type="checkbox"/> 続き柄	[]	[]	[]	[]	[]	
思想、信条等の 個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因 となる社会的身分	取扱 理由	<input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 審査会意見[類型] [個別] 法令の名称等		条 例 第5条
個人情報の収集先 及び収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外[根拠; 条例第7条第4項第 号 []該当] <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 第三セクター <input type="checkbox"/> 財団法人等 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他 []					条 例 第7条
電子計算機 処理の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	システム名	オンライン結合による外部提供		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有[審査会意見]	条 例 第9条
保有個人情報を 利用する範囲	<input type="checkbox"/> 所管課のみ <input type="checkbox"/> 所管課以外[課名]					条 例 第9条 第9条の2
保有個人情報を 提供する範囲及び 提供する項目名	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 第三セクター <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> その他 []					条 例 第9条 第9条の3
使用する主な 個人情報記録	1			4		
	2			5		
	3			6		
備 考						

(継続用紙)

所属名	神奈川県川崎競馬組合	登録番号	
-----	------------	------	--

個人情報記録から検索し得る個人の類型		の個人情報				
個人情報を取り扱う目的						
個人情報項目名	基本的項目	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目
	<input type="checkbox"/> 整理番号	<input type="checkbox"/> 健康・病歴	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> 学業・学歴	<input type="checkbox"/> 資産状況	<input type="checkbox"/> 意見・要望
	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 障害	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 収入状況	<input type="checkbox"/> 相談内容
	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> 家族状況	<input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 納税状況	<input type="checkbox"/> 顔写真
	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 精神状況	<input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 住所・電話番号	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> その他	[]
	<input type="checkbox"/> 本籍・本籍地	[]	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 賞罰	[]	[]
	<input type="checkbox"/> 国籍	[]	[]	<input type="checkbox"/> その他	[]	[]
<input type="checkbox"/> 続き柄	[]	[]	[]	[]	[]	
思想、信条等の個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分	取扱理由	<input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 審査会意見[類型] [個別] 法令の名称等		条例第5条
個人情報の収集先及び収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外[根拠；条例第7条第4項第 号[]該当] <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 第三セクター <input type="checkbox"/> 行政物等 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他[] ----- <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他[]					条例第7条
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	システム名	オンライン結合による外部提供	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有[審査会意見]		条例第9条
保有個人情報を利用する範囲	<input type="checkbox"/> 所管課のみ <input type="checkbox"/> 所管課以外[課名]					条例第9条第9条の2
保有個人情報を提供する範囲及び提供する項目名	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 第三セクター <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> その他[] ----- 項目名					条例第9条第9条の3
使用する主な個人情報記録	1	4				
	2	5				
	3	6				
備考						

自己情報の開示請求書

年 月 日

神奈川県川崎競馬組合管理者様

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

神奈川県川崎競馬組合個人情報保護条例第16条第1項（第2項）の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示の請求に係る 保有個人情報の内容	〔 文書等の件名又は知りたいと思う事項の概要を開示の請求に係る保有個人情報が特定できるように具体的に記載してください。 〕
代理人が開示の請求をしようとする場合における代理人の別	<input type="checkbox"/> 法定代理人〔 <input type="checkbox"/> 本人が未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 本人が成年被後見人 〕 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（個人番号を含む個人情報に限る。）
求める開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴を請求します。 <input type="checkbox"/> 写し（用紙に出力した物の写し及び複写した物を含む。）の交付を請求します。
※ 組合文書等を 管理している課	神 奈 川 県 川 崎 競 馬 組 合 課
備 考	

- 備考 1 個人番号を含む個人情報に限り、本人から委任を受けた代理人（以下「任意代理人」という。）も開示の請求を行うことができます。
- 2 代理人が本人に代わって請求する場合には、代理人である旨並びに代理人の郵便番号、住所（主たる事務所の所在地）、氏名（名称及び代表者の氏名）及び電話番号（本人と同一の場合には、省略することができます。）を併せて記載してください。代理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください。
- 3 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
- 4 ※印の欄は、係員に相談の上、記入してください。
- 5 請求の際には、自動車の運転免許証等本人であることを確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 6 法定代理人が請求する場合には、5の書類に代え、法定代理人本人であることを確認するために必要な書類及び戸籍謄本その他の本人との関係を確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 7 任意代理人が個人番号を含む個人情報の開示を請求する場合には、5の書類に代え、任意代理人本人であることを確認するために必要な書類、本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の提出又は提示が必要です。

自己情報の開示決定通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者

印

年 月 日に開示の請求がありました保有個人情報については、次のとおり開示します。

開示の請求に係る 保有個人情報の内容	
開示の実施の方法	
保有個人情報の 開示の期日及び場所	年 月 日午前・午後 時 分から 時 分までの 間に、神奈川県川崎競馬組合事務所にお越しくください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で 担当課まで御連絡ください。
事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 課 電話番号 044(233)6701 内線
備 考	

- 備考 1 「保有個人情報の開示の期日及び場所」の欄は、保有個人情報の開示を受けるためにお越しいただく場合に記入してあります。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 3 保有個人情報の開示を受ける際に本人確認をしますので、備考の欄に記載されている書類を係員に提示してください。

自己情報の一部開示決定通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者

印

年 月 日に開示の請求がありました保有個人情報については、次のとおり開示します。ただし、開示の請求に係る保有個人情報には、開示をすることができない部分があることを御了承ください。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県川崎競馬組合管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県川崎競馬組合を被告として（訴訟において神奈川県川崎競馬組合を代表する者は神奈川県川崎競馬組合管理者となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

開示の請求に係る 保有個人情報の内容	
開示の実施の方法	
開示をすることが できない部分 及び理由	(開示をすることができない部分の概要) 神奈川県川崎競馬組合個人情報保護条例第 条第 項 第 号該当 (理由)
保有個人情報の 開示の期日及び場所	年 月 日午前・午後 時 分から 時 分までの 間に、神奈川県川崎競馬組合事務所にお越しください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等 で担当課まで御連絡ください。
時限性開示	上に示した開示をすることができない理由のうち、 については、年 月 日以後であればその理由がなくなります ので、同日以後に改めて開示の請求をしてください。
事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 課 電話番号 044(233)6701 内線
備考	

- 備考 1 「保有個人情報の開示の期日及び場所」の欄は、保有個人情報の開示を受けるためにお越しいただく場合に記入してあります。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 3 保有個人情報の開示を受ける際に本人確認をしますので、備考の欄に記載されている書類を係員に提示してください。
- 4 「時限性開示」の欄は、開示の請求に係る保有個人情報の一部の開示を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

自己情報の不開示決定通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者 印

年 月 日に開示の請求がありました保有個人情報については、次のとおり不開示とします。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県川崎競馬組合管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県川崎競馬組合を被告として（訴訟において神奈川県川崎競馬組合を代表する者は神奈川県川崎競馬組合管理者となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

開示の請求に係る 保有個人情報の内容	
不開示（開示を 拒むこと）とする 理由	神奈川県川崎競馬組合個人情報保護条例第 条 第 項第 号該当 (理由)
時限性開示	上に示した不開示とする理由のうち、 については、 年 月 日以後であればその理由がなくなりますので、同日 以後に改めて開示の請求をしてください。
事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 課 電話番号 044(233)6701 内線

備考 「時限性開示」の欄は、開示の請求に係る保有個人情報を不開示とする理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

自己情報開示請求に対する決定期間延長通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者 印

年 月 日に開示の請求がありました保有個人情報については、神奈川県川崎競馬組合個人情報保護条例第20条第4項の規定により、次のとおり開示又は不開示の決定期間を延長します。

なお、開示又は不開示の決定を行ったときは、通知します。

開示の請求に係る 保有個人情報の内容	
決定期間を 延長する理由	
決定期間を 延長した後の開示 又は不開示の決定を 行う期限	年 月 日
事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 課 電話番号 044(233)6701 内線

自己情報開示請求に対する決定期間特例延長通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者 印

年 月 日に開示の請求がありました保有個人情報については、神奈川県川崎競馬組合個人情報保護条例第20条第5項の規定により、請求があった日から起算して60日以内に保有個人情報の相当の部分について開示又は不開示の決定を行い、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示又は不開示の決定を行いますので、次のとおり通知します。

なお、開示又は不開示の決定を行ったときは、通知します。

開示の請求に係る 保有個人情報の内容	
60日以内に保有 個人情報のすべてに ついて開示又は 不開示の決定を行う ことができない理由	
保有個人情報の 相当の部分について 開示又は不開示の 決定を行う期限	年 月 日
残りの保有個人情報 について開示又は 不開示の決定を 行う期限	年 月 日
事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 課 電話番号 044(233)6701 内線

自己情報開示請求に係る事案移送通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者 印

年 月 日に開示の請求がありました保有個人情報については、神奈川県川崎競馬組合個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。

なお、今後の諾否の決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

開示の請求に係る 保有個人情報の内容	
移送を受けた 実施機関	
移送を受けた 実施機関の 事務担当室課所	局（所） 課 室・部 グループ（係） 電話番号 内線
事案を移送した理由	
移送をした 実施機関の 事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 課 電話番号 044（233）6701 内線

意見書提出機会付与通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者 印

神奈川県川崎競馬組合では、組合が保有する個人情報についての適正な取扱いを確保するため、神奈川県川崎競馬組合個人情報保護条例を定めています。今回、あなたに関する情報が記録されている組合文書等について、神奈川県川崎競馬組合個人情報保護条例第16条の規定に基づき開示の請求がありました。この組合文書等を開示することに関し、意見書を提出することができますので、同条例第21条の2第1項（第2項）の規定により、次のとおり通知します。

開示の請求に係る組合文書等に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示の請求があった日	年 月 日
条例第21条の2第2項の既定による通知の場合の第1号又は第2号の適用の区分及び当該規定を適用する理由	条例第21条の2第2項第 号適用 (理由)
意見書の提出期限	年 月 日
事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 課 電話番号 044(233)6701 内線

開示決定に係る通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者 印

あなたに関する情報が記録されている組合文書等について、開示請求者に開示することとしましたので、神奈川県川崎競馬組合個人情報保護条例第21条の2第3項（第39条の2第1項において準用する第21条の2第3項）の規定により、次のとおり通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県川崎競馬組合管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県川崎競馬組合を被告として（訴訟において神奈川県川崎競馬組合を代表する者は神奈川県川崎競馬組合管理者となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

開示の請求に係る 組合文書等に記録されている あなたに関する情報の内容	
開示の決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 課 電話番号 044(233)6701 内線

自己情報の訂正請求書

年 月 日

神奈川県川崎競馬組合管理者様

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

神奈川県川崎競馬組合個人情報保護条例第25条第1項（第2項において準用する第16条第2項）の規定により、次のとおり個人情報の訂正を請求します。

訂正の請求に係る 保有個人情報の内容	〔 文書等の件名又は訂正したいと思う事項の概要を訂正の請求に係る保有個人情報が特定できるように具体的に記載してください。 〕	
訂正を求める箇所 及び訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
代理人が訂正の請求 をしようとする場合 における代理人の別	<input type="checkbox"/> 法定代理人〔 <input type="checkbox"/> 本人が未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 本人が成年被後見人 〕 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（個人番号を含む個人情報に限る。）	
※ 組合文書等を 管理している課	神 奈 川 県 川 崎 競 馬 組 合 課	
備 考		

- 備考 1 個人番号を含む個人情報に限り、本人から委任を受けた代理人（以下「任意代理人」という。）も訂正の請求を行うことができます。
- 2 代理人が本人に代わって請求する場合には、代理人である旨並びに代理人の郵便番号、住所（主たる事務所の所在地）、氏名（名称及び代表者の氏名）及び電話番号（本人と同一の場合には、省略することができます。）を併せて記載してください。代理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください。
- 3 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 4 ※印の欄は、係員に相談の上、記入してください。
- 5 請求の際には、訂正の内容が事実と合致することを証明する書類の提出又は提示が必要です。
- 6 請求の際には、自動車の運転免許証等本人であることを確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 7 法定代理人が請求する場合には、6の書類に代え、法定代理人本人であることを確認するために必要な書類及び戸籍謄本その他の本人との関係を確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 8 任意代理人が個人番号を含む個人情報の訂正を請求する場合には、6の書類に代え、任意代理人本人であることを確認するために必要な書類、本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の提出又は提示が必要です。

自己情報の訂正決定通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者 印

年 月 日に訂正の請求がありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしました。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県川崎競馬組合管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県川崎競馬組合を被告として（訴訟において神奈川県川崎競馬組合を代表する者は神奈川県川崎競馬組合管理者となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

訂正の請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正決定年月日	年 月 日
訂正年月日	年 月 日
訂正の理由	
事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 課 電話番号 044(233)6701 内線
備 考	

自己情報の不訂正決定通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者 印

年 月 日に訂正の請求がありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないこととします。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県川崎競馬組合管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県川崎競馬組合を被告として（訴訟において神奈川県川崎競馬組合を代表する者は神奈川県川崎競馬組合管理者となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

訂正の請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正をしない理由	
事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 課 電話番号 044(233)6701 内線
備 考	

自己情報訂正請求に対する決定期間延長通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者 印

年 月 日に訂正の請求がありました保有個人情報については、神奈川県川崎競馬組合個人情報保護条例第29条第4項の規定により、次のとおり訂正又は不訂正の決定期間を延長します。

なお、訂正又は不訂正の決定を行ったときは、通知します。

訂正の請求に係る 保有個人情報の内容	
決定期間を 延長する理由	
決定期間を 延長した後の 訂正又は不訂正の 決定を行う期限	年 月 日
事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 課 電話番号 044(233)6701 内線

自己情報訂正請求に対する決定期間特例延長通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者

印

年 月 日に訂正の請求がありました保有個人情報については、神奈川県川崎競馬組合個人情報保護条例第29条第5項の規定により、請求があった日から起算して75日以内に保有個人情報の相当の部分について訂正又は不訂正の決定を行い、残りの保有個人情報については、相当の期間内に訂正又は不訂正の決定を行いますので、次のとおり通知します。

なお、訂正又は不訂正の決定を行ったときは、通知します。

訂正の請求に係る 保有個人情報の内容	
75日以内に 保有個人情報の 全てについて 訂正又は不訂正の 決定を行うことが できない理由	
保有個人情報の 相当の部分について 訂正又は不訂正の 決定を行う期限	年 月 日
残りの保有個人 情報について 訂正又は不訂正の 決定を行う期限	年 月 日
事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 課 電話番号 044(233)6701 内線

自己情報訂正請求に係る事案移送通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者 印

年 月 日に訂正の請求がありました保有個人情報については、神奈川県川崎競馬組合個人情報保護条例第30条において準用する第21条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。

なお、今後の諾否の決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

訂正の請求に係る 保有個人情報の内容	
移送を受けた 実施機関	
移送を受けた 実施機関の 事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（係） 電話番号 内線
事案を移送した理由	
移送をした 実施機関の 事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 課 電話番号 044（233）6701 内線

自己情報の利用停止請求書

年 月 日

神奈川県川崎競馬組合管理者様

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

神奈川県川崎競馬組合個人情報保護条例第32条第1項（第2項において準用する第16条第2項）の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止の請求に係る保有個人情報の内容	〔 文書等の件名又は知りたいと思う事項の概要を開示の請求に係る保有個人情報が特定できるように具体的に記載してください。 〕
利用停止を求める箇所	
利用停止の内容	利用の停止 ・ 消去 ・ 提供の停止
代理人が利用停止の請求をしようとする場合における代理人の別	<input type="checkbox"/> 法定代理人〔 <input type="checkbox"/> 本人が未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 本人が成年被後見人 〕 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（個人番号を含む個人情報に限る。）
※ 組合文書等を管理している課	神 奈 川 県 川 崎 競 馬 組 合 課
備 考	

- 備考 1 個人番号を含む個人情報に限り、本人から委任を受けた代理人（以下「任意代理人」という。）も利用停止の請求を行うことができます。
- 2 代理人が本人に代わって請求する場合には、代理人である旨並びに代理人の郵便番号、住所（主たる事務所の所在地）、氏名（名称及び代表者の氏名）及び電話番号（本人と同一の場合には、省略することができます。）を併せて記載してください。代理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください。
- 3 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
- 4 ※印の欄は、係員に相談の上、記入してください。
- 5 請求の際には、自動車の運転免許証等本人であることを確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 6 法定代理人が請求する場合には、5の書類に代え、法定代理人本人であることを確認するために必要な書類及び戸籍謄本その他の本人との関係を確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 7 任意代理人が個人番号を含む個人情報の利用停止を請求する場合には、5の書類に代え、任意代理人本人であることを確認するために必要な書類、本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の提出又は提示が必要です。

自己情報の利用停止決定通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者

印

年 月 日に利用停止の請求がありました保有個人情報については、次のとおり利用停止しました。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県川崎競馬組合管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県川崎競馬組合を被告として（訴訟において神奈川県川崎競馬組合を代表する者は神奈川県川崎競馬組合管理者となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

利用停止の請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止決定年月日	年 月 日
利用停止年月日	年 月 日
利用停止の理由	
事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 課 電話番号 044(233)6701 内線
備考	

自己情報の利用不停止決定通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者 印

年 月 日に利用停止の請求がありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないこととします。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県川崎競馬組合管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県川崎競馬組合を被告として（訴訟において神奈川県川崎競馬組合を代表する者は神奈川県川崎競馬組合管理者となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止を しない理由	
事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 課 電話番号 044(233)6701 内線
備 考	

自己情報利用停止請求に対する決定期間延長通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者 印

年 月 日に利用停止の請求がありました保有個人情報については、神奈川県川崎競馬組合個人情報保護条例第36条第4項の規定により、次のとおり利用停止又は利用不停止の決定期間を延長します。

なお、利用停止又は利用不停止の決定を行ったときは、通知します。

利用停止の請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間を延長する理由	
決定期間を延長した後の利用停止又は利用不停止の決定を行う期限	年 月 日
事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 課 電話番号 044(233)6701 内線

自己情報利用停止請求に対する決定期間特例延長通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者 印

年 月 日に利用停止の請求がありました保有個人情報については、神奈川県川崎競馬組合個人情報保護条例第36条第5項において準用する第20条第5項の規定により、請求があった日から起算して75日以内に保有個人情報の相当の部分について利用停止又は利用不停止の決定を行い、残りの保有個人情報については、相当の期間内に利用停止又は利用不停止の決定を行いますので、次のとおり通知します。

なお、利用停止又は利用不停止の決定を行ったときは、通知します。

利用不停止の請求に係る保有個人情報の内容	
75日以内に保有個人情報の全てについて利用停止又は利用不停止の決定を行うことができない理由	
保有個人情報の相当の部分について利用停止又は利用不停止の決定を行う期限	年 月 日
残りの保有個人情報について利用停止又は利用不停止の決定を行う期限	年 月 日
事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 課 電話番号 044(233)6701 内線

個人情報保護審査会諮問通知書

年 月 日

様

神奈川県川崎競馬組合管理者

印

自己情報の開示の請求（訂正の請求・利用停止の請求）に係る決定等に対する審査請求について、神奈川県川崎競馬組合個人情報保護条例第38条第1項の規定により、神奈川県川崎競馬組合個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条例第39条の規定により、次のとおり通知します。

開示の請求 （訂正の請求・ 利用停止の請求）に係る 保有個人情報の内容	
審査請求の内容	
審査請求があった日	年 月 日
審査会に諮問した日	年 月 日
事務担当課	神奈川県川崎競馬組合 課 電話番号 044（233）6701 内線